

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 25.11.27 第 185 回国会第 9 号

11 月 27 日（水）、第 9 回の委員会が開かれました。

## 1 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 19 号）

国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外 3 名提出、衆法第 10 号）

幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外 5 名提出、衆法第 15 号）

国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外 4 名提出、衆法第 16 号）

国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外 4 名提出、衆法第 17 号）

公務員庁設置法案（津村啓介君外 4 名提出、衆法第 18 号）

・新藤総務大臣、菅国務大臣、稲田国務大臣、後藤田内閣府副大臣、原人事院総裁及び政府参考人並びに提出者大熊利昭君（みんな）並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）再就職等監視委員会委員長 羽 柴 駿君

（質疑者及び主な質疑内容）

### 近 藤 洋 介君（民主）

- ・今回の政府案は、自民党が野党時代に提出した案とは異なるが、これは公約違反ではないか。また、平成 21 年の国家公務員法等の一部を改正する法律案（いわゆる甘利法案）とも異なるが、大きく変わった合理的な理由を説明するべきではないか。
- ・大臣補佐官について、現行の大臣政務官と比べて、どのような位置付けにされているのか。ラインとしての位置付けとなるのか、菅内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・内閣人事局長に任命されるのは内閣官房副長官のうち政務担当か事務担当か。政治主導で国家公務員制度改革を進めるためには政務担当を任命することが極めて重要と考えるが、菅内閣官房長官の見解を伺いたい。

### 大 熊 利 昭君（みんな）

- ・幹部候補育成課程については、各大臣が実施することとされている。稲田国務大臣は 3 月 15 日の内閣委員会において内閣人事局で行うべきと答弁していたはずだが、修正するつもりはあるのか、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・幹部職員については、国際的な大競争に打ち勝つことのできる能力が求められることから、一般職ではなく特別職とし、処遇改善等によりやる気を引き出すようにするべきではないか。
- ・特例降任について、例えば 5 人の局長を対象とした場合、評価は相対的に行われるため、複数同時期の特例降任はできないのではないか、稲田国務大臣の見解を伺いたい。

### 山之内 毅君（維新）

- ・政府案について、改正の趣旨を稲田国務大臣に伺うとともに、議員立法の国家公務員法等改正案等（衆法第 10 号及び 15 号）について、提出した経緯を提出者に伺いたい。
- ・政府案において、幹部候補育成課程の対象者は、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望等に基づき選定すると規定されているが、この一定期間とはどの程度を想定しているのか、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・政府案においては、幹部職員の任免協議として、各大臣から内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議することとしているが、幹部職員の任命後に、その幹部職員がそのポストに適していないことが判明した場合は、どのように対応するのか。また、内閣総理大臣及び内閣官房長官の責任はどのようになるのか、稲田国務大臣の見解を伺いたい。

### 田 沼 隆 志君（維新）

- ・今回の政府案は、平成 21 年に提出され廃案となったいわゆる甘利法案を基にして、その後の環境の変化を踏まえて見直しをしたとしているが、わずか 4 年の間にどのような環境の変化があったのか、稲田国務大臣に伺いたい。
- ・身分保障が原因で、幹部職員の降任人事がなかなかできず、大臣の任命権が奪われてきたと考えるが、幹部職員の降任に関するこれまでの制度と今回の政府案による制度との違いについて、明確な説明を稲田国務大臣に伺いたい。

### 中 丸 啓君（維新）

- ・国家公務員が国家のために働くことを誇りとする原点を確認するためには、古事記等から日本国の成り立ちを学んでいくことも重要なことの 1 つであると考えますが、稲田国務大臣の見解を伺いたい。

- ・公務員制度において、民間からの採用を行う際、その人の能力を評価する仕組みについて検討する必要があると考えるが、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・大臣補佐官の創設は、単に政治家に褒賞として割り当てるポストを増やすだけではないかとの懸念に対する稲田国務大臣の見解を伺いたい。

## 階 猛君（民主）

- ・民主党政権下で平成 22 年に提出した国家公務員法等改正案においては、役所の中に埋もれている人材や若手職員を幹部職員に登用できるようにするため、自薦者も適格性審査の対象者としたが、今回の政府案において、自薦者が対象となっていない理由を稲田国務大臣に伺いたい。
- ・政府案において、適格性審査及び幹部候補者名簿に関する政令を定める際は、人事院の意見を聴くこととされているが、人事院から意見を聞くことの必要性について、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・国家公務員制度改革基本法において、国家公務員が国会議員と接触した際の情報の公開を徹底するよう規定されているが、当該情報が特定秘密の保護に関する法律案に規定する特定秘密に該当する情報であっても、この規定によって情報の開示がなされるという理解でよろしいか、菅内閣官房長官に伺いたい。

## 近 藤 洋 介君（民主）

- ・政府案において、内閣人事局長は、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てるとされているが、内閣官房副長官のうち政務担当と事務担当のどちらの者を任命するつもりなのか、菅内閣官房長官に伺いたい。
- ・政府案において、内閣人事局は国家公務員の総人件費の基本方針等について所管することとなっているが、公務員人件費を改革するのであれば、財務省の権限も内閣人事局に移管すべきであると考えます。この点について、政府内で検討が行われたのか、行われたのであればなぜ政府案に盛り込まれなかったのか、稲田国務大臣に伺いたい。

## 奥 野 総一郎君（民主）

- ・幹部候補育成課程において、所掌事務に係る専門性の向上を目的とした研修を実施することは、縦割り行政を助長する懸念があると考えますが、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・適格性審査の結果、幹部候補者名簿に記載された幹部職員が特定秘密の保護に関する法律案に基づく適性評価を受け、不可の結果であった場合、その者は異動等の対象となるのか。
- ・自律的労使関係制度に関する検討を政府として進めていくべきではないか。菅内閣官房長官の見解を伺いたい。

## 塩 川 鉄 也君（共産）

- ・産業競争力強化法案の企業実証特例制度に基づき、稲田国務大臣が岩盤規制と呼んでいる雇用規制の改革等を進めるため、規制官庁の人事に介入する懸念があるが、稲田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・今回の政府案に基づく幹部人事制度を利用して、規制側の官庁人事に介入し、国民の暮らしを守っていた規制をなくしてしまう懸念があることに対する菅内閣官房長官の見解を伺いたい。
- ・再就職等監視委員会は、前国土交通事務次官が国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項（他の役職員についての依頼等の規制）に違反する行為を行ったと認定した。国家公務員法には、この違反に対する罰則がないが、当該次官に対して何らかの対処を行う予定はあるのか、稲田国務大臣の見解を伺いたい。

## 畑 浩 治君（生活）

- ・内閣人事局長を専任の局長ではなく、なぜ多忙な内閣官房副長官とするのか。その理由を稲田国務大臣に伺いたい。
- ・一般職の身分保障が付された幹部職員に対する降任を行うことは事実上、困難ではないか。柔軟な人事を円滑に進めるためにも幹部職員は特別職とすべきと考えるが、稲田国務大臣の所見を伺いたい。
- ・いわゆる政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官）には、事務方以外からの情報が必要な場合もあると考えられる。このため、各大臣に 1 人以内で設置することができるとされている大臣補佐官を増員する必要があるのではないかと。

## 松 田 学君（維新）

- ・国家公務員制度改革を進める上で、時代に即して政府が担うべき役割を見直していく必要があるのではないかと。菅官房長官及び稲田国務大臣の所見を伺いたい。
- ・これからの国家公務員には、今まで以上に専門性が求められる。このため、幹部候補育成課程で、今後どのように専門分野における人材を育成していく方針なのか、稲田国務大臣の所見を伺いたい。
- ・国際関係における情報収集については、例えば商社には優れた人材がたくさんいる。今後、このような人材を国家公務員として積極的に採用していく必要があると考えますが、稲田国務大臣の所見を伺いたい。